

中濃消防組合火災予防条例の一部が改正されました。 ～ 簡易サウナ設備 ～

近年のサウナブームを背景に、テントやバレル（木製樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置したサウナ設備が屋外や建物の屋上などに設置される事例が全国で増加しています。
従前の基準は、浴場など建物内に放熱設備を設置することを想定した内容となっていたため、簡易サウナ設備の基準を規定しました。



※ガスストーブや灯油ストーブは一般サウナ設備として規制します。

簡易サウナ設備

屋外などに設ける
最大出力**6kW以下**の
薪ストーブor電気ストーブ



テント型

バレル型

一般サウナ設備

従前の**屋内**に設置される
サウナ設備



簡易サウナ設備基準の概要

- 建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
※薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、上記の装置に代えることが可能です。
- 薪を燃料とする簡易サウナ設備については、不燃材料で造った「たき殻受け」を付設すること。
- 簡易サウナ設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 製品の取扱説明等に従って適切な方法で使用することや、強風時には使用しないようにすること。

個人が設置するものを除き、所轄消防署長に届け出が必要です。

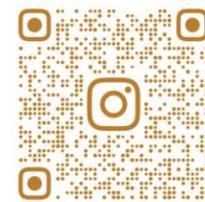
-お問い合わせ-

消防本部 予防課
(0575)23-9008
関消防署 予防係
(0575)23-9056
関消防署西分署
(0575) 27-0119

武芸川出張所
(0575)46-2289
武儀出張所
(0575)40-0119
津保川出張所
(0575)47-2173

美濃消防署
(0575)33-0119
洞戸出張所
(0581)58-8119
板取川出張所
(0581)57-2014

-中濃消防組合-



CHUNO.FD.119